

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	……	高 校 教 育 課	1頁
	○ 三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	……	教 育 総 務 課	1頁
告 示	○ 三重県教育委員会公印規則による公印の改刻	……	教 育 総 務 課	2頁
	○ 同件	……	教 育 総 務 課	2頁
	○ 同件	……	教 育 総 務 課	3頁

規 則

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年二月二十八日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第三号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十二年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表一（第二条関係）				別表一（第二条関係）			
高等学校名	課程	学科	専攻科	高等学校名	課程	学科	専攻科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立松阪商業高等学校	全日制	総合ビジネス科、国際ビジネス科		三重県立松阪商業高等学校	全日制	情報ビジネス科、情報システム科、国際教養科	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 三重県立松阪商業高等学校全日制課程情報ビジネス科、情報システム科及び国際教養科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年二月二十八日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第四号

三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会表彰規則（昭和二十五年三重県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第八条（略） （表彰の取消し）</p> <p>第九条 表彰後に被表彰者としてふさわしくない行為が判明した場合には、教育委員会は表彰を取り消すことができる。</p> <p>第十条（略）</p>	<p>第八条（略）</p> <p>第九条（略）</p>

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第4号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

令和4年2月28日

三重県教育委員会

- 1 公 印 名 三重県立川越高等学校長印
- 2 寸 法 方23ミリメートル
- 3 印 影



- 4 使用範囲 公文書用
- 5 使用開始日 令和4年3月14日

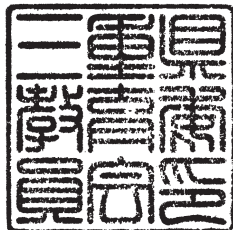
三重県教育委員会告示第5号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

令和4年2月28日

三重県教育委員会

- 1 公 印 名 三重県教育委員会印
- 2 寸 法 方30ミリメートル
- 3 印 影



- 4 使用範囲 教職員免許用
辞令書用
公文書用
- 5 使用開始日 令和4年4月1日

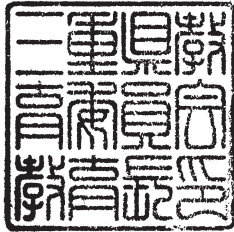
三重県教育委員会告示第6号

三重県教育委員会公印規則(昭和33年三重県教育委員会規則第19号)第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

令和4年2月28日

三重県教育委員会

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 公印名 | 三重県教育委員会教育長印 |
| 2 | 寸法 | 方30ミリメートル |
| 3 | 印影 | |



- | | | |
|---|-------|----------|
| 4 | 使用範囲 | 公文書用 |
| 5 | 使用開始日 | 令和4年4月1日 |

発行
三重県教育委員会
津市広明町13番地